

平成26年10月3日

各部長
各課長 } 様

総合政策部長

平成27年度予算編成における留意事項について（通知）

平成27年度予算編成においては、予算編成方針に基づき、下記の留意事項を踏まえ予算要求を行ってください。

記

1 日本経済の状況と本市の財政状況等

内閣府の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかな回復基調が続いており、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある。先行きについては、当面、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により一部に弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現するなかで、緩やかに回復していくことが期待される。」とされている一方、「駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」とされており、引き続き状況を注視し、慎重に対応を見極める必要があります。

市財政においても、歳入の根幹をなす市税が平成25年度決算では、6年ぶりに前年度を上回る増収となりましたが、この増収要因は、税制改正による効果が大きく反映されたもので、個人所得の伸び等による自然増ではありません。また、国の税制改正等に伴う譲与税・交付金や地方交付税等の動向を踏まえても、政府のシナリオの下では地方財政計画における地方の一般財源総額については、前年度と同水準とされ、これらの税収入の増加は臨時財政対策債や地方交付税の特例加算分の減

少となり、一般財源の増加は、消費税率引き上げによる歳出増加額に見合う程度に留まることが想定されます。このため、歳入の見通しは引き続き厳しい状況を想定せざるを得ません。

一方歳出については、高齢者の自然増加や生活困窮者の増加により扶助費や国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金などの社会保障費は、一般財源負担の増加が避けられない状況です。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた円滑な輸送環境の実現のための都市計画道路整備事業などの大規模事業に加え、土地区画整理事業や地区計画事業等の都市基盤整備も同時に進めなければならないため、厳しい一般財源総額の中でこれらの財源を捻出していく必要があります。

平成27年度予算概算要求に基づく収支見込では、大きな財源不足額が生じている状況であり、予算要求にあたっては、すべての事務事業の必要性、緊急性、事業効果を公費により負担することの是非について検討し、発想の転換による創意・工夫、部内調整の徹底等により、最大限予算編成方針に留意して予算要求を行ってください。

特に、市の単独事業については、制度そのものの継続の合理性等を必ず整理のうえ、必要性の精査と検証を行うこととします。

2 個別留意事項

(1) 総括的事項

- ① 予算編成方針の基本方針に基づき、鶴ヶ島に対する将来のビジョンを明確なものとして積極的に取り組むものとし、一時的に費用負担が生じても、結果として投資を超える本市の魅力の向上や政策効果の発現につながるような事務事業の実施、改善の取組については、積極的に予算要求すること。
- ② 現役世代の定住促進、自主財源の確保及び子育て環境の充実や地域経済の活性化、扶助費の抑制につながる健康の維持・増進に関する事業については、積極的に予算化すること。
- ③ 財政調整基金からの繰入れ、元金・利子償還額について交付税算入のない市債の借入れに頼らない予算編成とすること。
- ④ 「平成26年度実施計画に向けた主要事業採択結果」(別紙)により採択され

た事業については、採択した額以内での要求とするが、事業費を精査し、一般財源の圧縮に努めること。

- ⑤ 事務事業全般において、行政の責任領域を改めて見直すとともに、事業評価等を意識し、コスト意識を伴った経営感覚の視点を持ち、自らの手による業務実施を心がけ、従来慣行にとらわれることなく、事務事業の必要性や効果等を十分検証すること。
- ⑥ 職員数減少への対応、行政運営の効率化、住民サービスの向上等の観点から、指定管理者制度などを有効に活用するとともに、民間企業やNPO等への委託が可能な事業については、積極的かつ計画的にこれを推進するなど、コスト意識をもち、創意工夫をこらして最小の経費で最大の効果を得られるよう努めること。
- ⑦ ⑤及び⑥の結果捻出した財源により、市民ニーズを踏まえた新規事業の提案、予算要求に努めること。
- ⑧ 国庫補助事業に係る超過負担は、極力解消するよう努めるとともに、国・県の負担すべき経費を市が負担することとならないように注意すること。
- ⑨ 他課や他団体と関連する部分等があるものについては、予算要求時まで十分に調整し、整合性及び効率化を図った上で要求すること。
- ⑩ 市議会及び監査委員から指摘のあった事項については、客観的な公益上の必要性について総合的な判断をした上で適切に対応すること。
- ⑪ 消費税率の引き上げにより、債務負担行為における当該年度以降の支出予定額の見積もりが設定限度額を超える場合は、債務負担行為の補正又は再度の債務負担行為の設定が必要となるため留意すること。

(2) 歳入について

市税等の収納率の向上策や、使用料及び手数料、財産収入、広告料収入等の増収策を積極的に検討し、あらゆる創意工夫による自主財源の創出に努めること。

また、自主財源の確保及び受益者負担の適正化を図る観点から新たな歳入確保や負担水準の検討を行うとともに、全ての事業に対し見込み得る全ての財源を見込んで要求すること。

(3) 義務的経費の抑制について

- (ア) 義務的経費のうち、扶助費については、今後も増加が見込まれることから、法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、給付水準や助成対象について不断の見直しを行うこと。
- (イ) 義務的経費のうち、人件費については、平成25年度決算で41億円となり、歳出に占める割合が20%を超え、本市の財政硬直化の大きな要因となっています。このため、正規職員数を「鶴ヶ島市行政改革推進計画～第2次鶴ヶ島市集中改革プラン～」に基づき、410人以下を目標とし、一般職非常勤職員についても、その任用効果を最大限に発揮するための最少人員に抑制することで人件費の削減を図ること。
- (ウ) 一般行政経費については平成25年度決算の状況や平成26年度予算の執行状況等を十分に分析し、不用額の縮減に取り組むこと。

(4) 福祉施策に対する予算措置

福祉施策に関する事業費は、少子高齢化の進展等に伴い、確実に増加が見込まれることから、財政硬直化の大きな要因となっています。

- (ア) 国民健康保険・介護保険等の特別会計に計上を予定する事業も含め、全ての事業において見直しを行うこと。
- (イ) 安易な自己負担額の軽減措置などにより、過度の財政負担を招くことがないように、常に受益者負担適正化の視点に立ち、適正水準の検討を行うこと。
- (ウ) 市税等を理由なく、納付の誓約等を守らずに滞納している者に対する扶助費的な支出については、市民から不公平感を抱かれることのないよう、対応を検討すること。

(5) 滞納対策の強化

市税や保険料はもとより、学校給食費、保育料、入学準備金貸付金等の全ての債権について、法令、規則又は債権管理条例等に基づき、その管理を適切に実施し、市民から不公平感を抱かれることのないよう、これまで以上に未納者（滞納者）対策の強化に努め、収入の確保を図ること。

(6) 定員管理の適正化

一般職非常勤職員等については、人事課との協議を進める中で真に必要とされる雇用形態・職員数等について、抜本的な見直しを行い予算要求すること。

また、退職地方公務員の雇用と年金受給開始を確実に連携するための再任用制度の活用を積極的に検討したうえで、別に示す職員定員のなかで要求を行うこと。

(7) 補助金及び交付金

(ア) 団体等の運営費、奨励的な補助金及び交付金については、時代・状況の変化を踏まえた必要性の十分な精査と検証を行い、廃止を含め、抜本的な見直しを行うこと。

(イ) その他の補助金については、時代・状況の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率・補助限度額等、十分な精査と検証を行い、徹底した見直しを行い、所期の目的を達成したもの、補助効果の薄いもの等については、積極的に廃止するか事業の終期を設定すること。

(ウ) 補助金の新設は原則として認めないこととするが、緊急な行政課題によりやむを得ず新設する場合には、経費負担のあり方、必要性、緊急性、効果等の面から十分に検証するとともに、原則として終期を設定すること。

(8) 要求事項における前例踏襲の脱却

漫然とした前例踏襲など過去の悪弊を断ち切り、全事業についてゼロベースの視点で見直すこと。なお、事業の廃止や類似事業の統合を含めた事業の再構築を推進するとともに実施の必要性を見極めたうえで、優先順位の低い事業については積極的に見直しや廃止をすること。

また、民間活力の活用の視点から民間委託等が可能な事業については、その費用対効果を見極め、積極的なアウトソーシングを検討するものとし、これらの取組によって確保される人員や予算については、真に必要な分野に移行させ、時宜にかなった施策展開に努めること。

(9) 国・県の制度改正等への的確な対応

国及び県の予算編成や社会保障・税一体改革などによる制度改正等に対し、そ

の動向の把握に努め、迅速かつ的確な対応を図るものとし、制度等の改正に時宜を失することなく対応するとともに国等の補助制度を積極的に活用すること。

特に消費税率の10%への引上げに関しては、平成26年中に判断されることとなるため、その影響について情報収集を行うとともに、十分な精査を行い、的確な対応を図ること。

また、消費税率の改定された場合の消費の落ち込み等による市内景気の減速傾向となることが想定されるため、このことを見据えた効果的な市内経済応援対策について十分に検討すること。

(10) 市民協働のまちづくり

事務事業の見直しにあたっては、地域住民やNPO法人など市民による活動との連携・協働を積極的に推進すること。

また、より一層の高齢者の就業及び社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターの積極活用を検討すると同時に、民間への新規事業の拡大等によりシルバー人材センターが自主性・自立性を高める取組を支援することについても、検討すること。

(11) ふるさと納税制度（寄附によるまちづくり条例）を活用した事業の展開

鶴ヶ島市寄附によるまちづくり条例に基づく寄附金は、寄附者自身が寄附金の使い道を決められる仕組みになっています。寄附金の充当事業として地域の活性化につながる斬新な取組や魅力的な事業を提案することで、寄附金をさらに集めることが可能となります。

このため、要求にあたっては指定寄附を意識し、寄附金を積極的に活用した事業展開を検討すること。

(12) イベント及び関係団体の事業の見直し

イベント及び市が事務局を務める関係団体の事業については、職員の関わり方を含め、将来を見据えて、統合・廃止を積極的に検討すること。また、実施の目的を再度検証し、地域参加、企業参加などによる新たな開催方法の導入、経費負担について参加者負担等も取り入れるなど、行政主体から市民主体へと運営方法

の転換を図ること。

(13) 特別会計の自立性・健全性の確保

国民健康保険特別会計をはじめとする特別会計については、一般会計との負担区分を明確にし、安易に一般会計からの繰出金に頼ることなく、特別会計設置の本来の趣旨に則り、特定財源の獲得、自主財源の確保、事業の一層の効率化及び健全経営の確保に努め、一般会計からの繰出金を最小限にとどめること。

(14) 一部事務組合負担金

一部事務組合の事業運営については、構成団体として事業の目的や必要性、民間企業委託とのコスト比較及び他の団体との比較検証を行い、安易な組合債の発行や構成市町からの負担金に依存することのないよう、他の構成団体と連携して組合財政の健全性の確保に努めること。